

通帳・証書への法人等の役職名・代表者名の表示終了について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当行ではこれまで、通帳（表紙）・証書に役職名・代表者名を表示しておりましたが、2026年7月6日（月）より代表者変更等のお手続時におけるお客さまの利便性向上を図るため、通帳（表紙）・証書への役職名・代表者名の表示を終了させていただきます。

今後もお客さまにご満足いただけるよう、よりよい商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さま

- ・ 法人格を有する法人（金融機関を含む）
- ・ 法人格のない社団・財団（任意団体を除く）

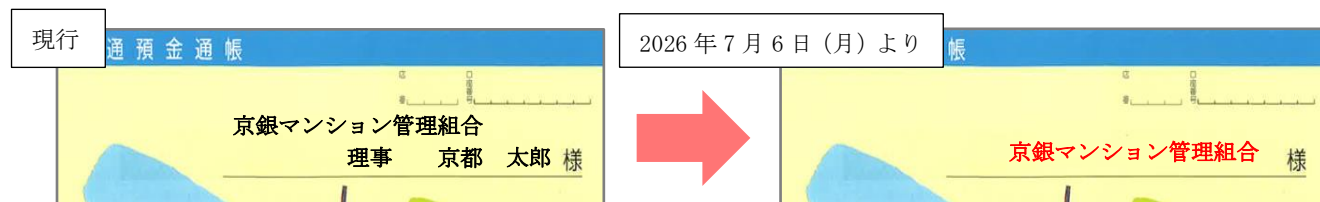
※ 外貨通帳・外貨証書については、引き続き役職名・代表者名が表示されます。

2. 通帳表示

（1）法人の場合



（2）法人格のない社団・財団



3. ご留意事項

- （1）2026年7月6日（月）以降、新規によるお口座開設や既にお取引のあるお客さまのATMや窓口での通帳繰越により発行されるお通帳より変更となります。
- （2）当行にご提出いただく各種「払戻請求書」や「口座振替依頼書」のおなまえ欄については、「役職名」「代表者名」もご記入ください。
- （3）代表者変更等のお手続方法に変更はございません。
必要書類をご持参のうえ、窓口にてお申出ください。

以上